

中小企業労働者問題に関する提言

平成 20 年 4 月 9 日 (水)
自由民主党雇用・生活調査会
中小企業労働者問題プロジェクトチーム

近年、国際競争の激化や市場競争中心主義の考え方の進展の下、大企業は短期的な利潤追求を余儀なくされ、下請企業に対する優越的地位を濫用した買いたたき等により利潤の確保を図っていると指摘されている。その結果、下請として大企業を支える中小企業の付加価値は伸び悩み、賃金の引下げやパート・派遣の増加が進み、地域経済における消費の冷え込みが深刻化している。

既存の労働組合は、大企業労働者の賃上げには熱心であるが、大企業の利潤を中小企業に振り向け、下請労働者の賃金や雇用に配慮した成果分配を目指す意欲は希薄である。

今こそ、自由民主党が先頭に立って、大企業と中小企業、そして中小企業労使が助け合い、支え合う国民運動を巻き起こし、中小企業労働者に適正な配分が行われる社会づくりに向けた政策を主導し、大企業労働者と中小企業労働者の格差の拡大や固定化を食い止めなければならない。

特に、中小企業への官公需発注を大幅に増やすことや、競争の激化によるしわ寄せが下請企業に及び、下請労働者の賃金確保もままならない状況を改善することは喫緊の課題である。公共工事については、ダンピング受注の防止や元下関係の適正化等を一層強力に進めるとともに、労働者の経験や技術・技能が的確に反映された賃金水準を確保することが不可欠である。

全従業者の7割を超える人々が中小企業で働くとともに、賃金総額の6割強は中小企業労働者に支払われており、消費と内需を拡大していく上で中小企業労働者の賃金を確保することは不可欠である。

本プロジェクトチームでは、以上の問題意識の下、本年2月14日(木)の初会合以来、8回の会合を開催し、中小企業団体、労働組合、関係省庁等からのヒアリングを重ね、議論を深めてきた。

その結果、別添の「中小企業労働者賃金改善緊急プラン」が取りまとめられたところであり、政府には、この内容を可能な限り速やかに実施に移すことを求める。

なお、別添は当面緊急に措置すべき内容について取りまとめたものであるが、今後、納入者いじめといわれる問題や、製造業における重層的な下請構造をめぐる労働問題について議論を深めていく。

本プロジェクトチームは、今後とも中小企業労使をはじめとする国民の声を精力的に収集しながら中小企業で働く人々の賃金の改善と雇用の安定の実現を目指して取り組むものである。

中小企業労働者賃金改善緊急プラン

I 取引適正化に向けた親事業者の責任強化

1 下請適正取引等推進ガイドラインの内容強化等

- (1) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン・ベストプラクティス集」などの周知啓発資料に、「親事業者は下請事業者の労働者について、労働法令違反が生じないようにすることはもとより、その労働条件や雇用に配慮した単価設定に向けて事業者間協議を行うべき」旨を明記すること。併せて、当該資料について、広く配布することや説明会等を通じて普及啓発を図り、もって下請労働者の賃金の引上げや非正規化の防止を目指すこと。
- (2) 個別業種ごとに策定するガイドラインの対象について8業種から10業種に拡大したところであるが、今後とも精力的に拡大すること。また、今後の策定や改正に当たっては、中小企業の代表者を積極的に関与させること。

2 労働条件低下を防ぐための下請法の積極的運用等

- (1) 下請労働者の賃金の引下げや非正規化を招くような買いたたき等の下請法違反行為に対して書面調査・立入検査を拡大するとともに、このような買いたたきのおそれがある場合、厳しく改善指導を行うこと。特に悪質な事案については、公正取引委員会による企業名公表を伴う勧告措置を積極的に発動すること。
併せて、こうした買いたたきが法違反行為であることについて実効ある周知啓発に努めること。
- (2) (1) の運用強化に併せて、公正取引委員会や経済産業省に情報提供した中小企業に対し大企業が取引停止等の報復を行うことは、下請法において禁止されている旨を徹底するとともに、そもそも報復措置など取れぬように、関係行政機関における秘密保持や工夫により、申告した中小企業が特定されないよう万全を期していることの周知に努めること。

3 労働基準監督機関からの通報制度の新設等

- (1) 労働基準監督機関において、賃金不払事案や最低賃金法違反事案等の背景に大企業の下請たたきが存在することを把握した場合、下請企業の意向を踏まえ、

かつ、秘密保持に万全を期した上で、公正取引委員会・経済産業省に取り次ぎ、ないし通報し、下請法に基づく処理状況について、下請企業が特定されないよう配慮しつつ報告される仕組みを新設すること。

1(1)の「業種別ガイドライン」の見直しや2の運用強化等と、こうした連携体制が相まって、下請法が一層機能するようにすること。

(2) 併せて、長時間労働や賃金低下など労働条件の低下の著しい自動車運転者の労働条件向上に向けて、タクシー事業場に対する労働基準監督機関と地方運輸機関との予告なしでの合同監督・監査を一層積極的に実施するとともに、トラック事業場等についても新たにこうした取組の対象とすること。そうした省庁間の連携した取組を通じて、労働条件の低下をもたらす短納期発注や発注内容の頻繁な変更等の抑制を図ること。

4 公正取引委員会の抜本的体制強化

下請取引適正化のための取組の強化（2及び3）を実効あるものとし、下請労働者の賃下げや非正規化を防止するため、公正取引委員会の体制を抜本的に強化すること。

Ⅱ 官公需の中小企業・地元企業への発注促進

1 官公需法に基づく方針における中小企業者向け契約目標比率の引上げ等

- (1) 官公需法に基づき毎年閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」について、会計法令及びW T O 政府調達協定との整合性を図りつつ、平成20年度においては、中小企業者向け契約目標比率（官公需総予算額に占める中小企業者向け目標額の比率）を最大限上積みし、従来の延長線上にない契約高の実現を目指すこと。
- (2) 同時に、物品購入や役務発注に際して、事業者が従業員を社会保険・労働保険にきちんと加入させていることや、労働関係法令を遵守していることを確認し、そうした条件を満たしている事業主への優先発注について検討すること。
なお、社会保険・労働保険への未加入等が明らかになった事業者については関係省庁との連携の下、厳しく対処すること。
- (3) 地方公共団体においても一層の中小企業発注等の取組が行われるよう、強く要請すること。

2 地元企業の活用の促進

公共工事の発注に際しては、適切な地域要件の設定や、総合評価方式における地域貢献活動の積極的な評価等により、会計法令及びW T O 政府調達協定との整合性を図りつつ、地元企業の活用を促進し、地域の経済と雇用を支える地元企業の受注機会の確保に努めること。

3 分離・分割発注の一層の促進

官公需の発注に当たり、W T O 政府調達協定との整合性を図りつつ、可能な限りの分離・分割発注を進めること。

4 公共事業を鉄道事業者へ委託する場合における請負契約の透明性向上

公共事業の実施に当たり、鉄道事業者へ委託を行い工事を行っている事業については、当該工事の請負契約の内容（請負者、請負金額等）について、委託者は実態の確認を行うこと。

Ⅲ 建設業における下請労働者のための取組の抜本的強化

公共工事で働く労働者に適正な賃金などの労働条件が確保されるよう、以下の項目について取り組むこと。

1 公共工事におけるダンピング対策の強化

- (1) 国発注の公共工事に関する低入札価格調査基準価格の見直しを早期に行い、地方公共団体への普及促進を図ること。
- (2) 施工体制確認型総合評価方式や特別重点調査の導入・拡大を図ること。
- (3) 地方公共団体に対し、予定価格、最低制限価格等の事前公表から事後公表への移行、及び、仮に事前公表を行う場合にはその理由の公表を強く求めること。
- (4) 地方公共団体発注の公共工事について、最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査基準価格と価格による失格基準の併用を促進することにより、地方公共団体におけるダンピング対策を強力に推進すること。
- (5) 特殊法人等に対して、上に掲げる国のダンピング対策と同様の取組が講じられるよう、関係府省は所要の指導等を行うこと。

2 適正な予定価格の形成に向けた労務単価のあり方の検討等

- (1) 国発注の公共工事について、予定価格の作成に見積もりを活用する積算方式を導入・拡大するなど、実勢価格を予定価格に一層反映させるとともに、公共工事設計労務単価の位置付け、内容、取扱いなど、そのあり方について幅広く検討を行うこと。
- (2) 労務単価算定の基となっている公共事業労務費調査について、労務費の実態をより適切に反映させる調査方法の検討・見直しを行うこと。

3 建設業における元請・下請関係の適正化

- (1) 毎年度実施している下請代金支払等実態調査について、調査対象業者数の大幅な拡大など、平成20年度に抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 建設業法令遵守ガイドラインについて、下請へのしわ寄せのさまざまな実態を踏まえ、法令違反と考えられるケースの追加など、早期に改訂を行うこと。

- (3) 平成20年度から専門工事部分についての評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大することにより、下請企業の能力の適切な評価に取り組むこと。
- (4) 公共工事に関する一括下請負（いわゆる「丸投げ」）の全面禁止について、その周知徹底や施工体制台帳の確認を行うことにより、重層下請構造の改善を図ること。
- (5) 公共工事のみならず民間工事についても、工事現場などへの立入検査を実施することにより、民間工事を含め、建設業における法令遵守の徹底を図ること。

4 技能労働者の育成

- (1) 基幹技能者の育成を図るとともに、経営事項審査において評価すること。
- (2) 優秀な技能者や人材育成に取り組む企業を表彰すること。
- (3) 建設労働者の能力開発に取り組む事業主を支援すること。

5 建設労働安全対策等の充実

全産業の死亡災害のうち建設業の占める割合は3分の1以上に達しており、特に墜落・転落災害が建設業の死亡災害の4割程度を占めていることを踏まえ、発注者や元方事業者による労働災害防止の取組を促進するとともに、特に建設現場における下請労働者の墜落事故を防止するため、建設足場の安全対策を充実すること。

併せて、製造業についても、元方事業者による作業間の連絡調整等の措置を徹底し、構内下請における労働災害の防止を図ること。

IV 相談体制・内容の充実強化

現在、中小企業や下請労働者が大企業の買いたたき等に関する相談を持ち込む場は、関係の地方支分部局や商工会議所・商工会等に設置されているが、その実効性について様々な意見が示されていることを踏まえ、下記のとおり相談体制・内容の抜本的充実強化を図ること。

1 「下請かけこみ寺」における実効ある相談援助業務の実施

中小企業庁が本年4月、各都道府県に開設する「下請かけこみ寺」について、十分な周知を図るとともに、中小企業の立場に立っての相談、下請取引関係のトラブル処理等に取り組み、関係機関が一体となつての相談援助業務を展開すること。

2 地方整備局「駆け込みホットライン」の相談内容の向上

国土交通省が各地方整備局に設置している「駆け込みホットライン」において民間工事の請負契約事案についても、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省等と連携を図りつつ、迅速、的確に対応すること。

V 雇用・労働分野の取組

1 パートや派遣になった下請労働者の正社員化支援策の強化

平成20年度予算に盛り込まれている中小企業における正社員転換の奨励金、フリーター常用雇用化プランの強化（目標：25万人→35万人）等について、早期に実施に移し、実効を上げること。

2 派遣労働者の就業条件に対する派遣先の十分な配慮の実現

派遣労働者の就業条件確保のため、雇用・生活調査会の対政府申入れを踏まえ実現された「緊急違法派遣一掃プラン」に盛り込まれた派遣先に対する措置を徹底するとともに、さらなる取組の充実強化について検討すること。

3 中小企業における雇用維持、人材の確保・育成支援、ものづくり人材育成のための職業訓練の充実に向けた検討

厳しい経営環境の中でも従業員の雇用維持に努力している中小企業事業主に対する支援や、中小企業を支える人材の確保・育成の取組に対する支援を抜本的に強化するとともに、我が国産業競争力の基盤を支える中小企業のものづくり人材を育成するための実践的な職業訓練の充実強化を図ること。

VI 国民運動の盛り上げ

自由民主党が、大企業と中小企業、そして中小企業労使が助け合い、支え合う国民運動を巻き起こし、中小企業労働者に適正な配分が行われる社会づくりが必要であるという機運を醸成するとともに、大企業労働者と中小企業労働者の格差の拡大や固定化を食い止めるための政策の立案を主導する。

特に、党ホームページに新たに立ち上げるサイト「自民党が中小零細企業に働く皆さんの声にお応えします！」において、現場の声を広く収集し、党としての政策立案の糧とするとともに、本プロジェクトチームにおいて関係団体からのヒアリングを継続し、中小企業の現場の目線に立った政策を提言していく。

こうした取組を通じて、中小企業労使の新たなつながりを育み、例えば下請中小企業の労使が共同して発注者たる大企業と話し合い、下請労働者の賃下げや非正規化につながらないような望ましい取引契約を促進する運動を盛り上げ、制度化につなげることを目指す。

以 上